

○術科指導者運用要領の制定について

(昭和 60 年 3 月 11 日例規第 8 号／神教発第 77 号)

各所属長あて 本部長

この度、神奈川県警察及び警察署における術科訓練の強化を図るため、術科指導者運用要領を制定し、昭和 60 年 4 月 1 日から施行することとしたから効果的な運用に努められたい。

おつて、術科指導者の資格要件、配置基準等について(昭和 57 年 9 月 10 日 神教発第 426 号)は、廃止する。

術科指導者運用要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、神奈川県警察教養規程(平成 14 年神奈川県警察本部訓令第 14 号。

以下「規程」という。)第 10 条に規定する術科指導者の運用に関して必要な事項を定めるものとする。

(術科指導者の資格)

第 2 条 術科指導者の資格は、次表のとおりとする。

(1) 教師、助教及び助手

種目	教師	助教	助手
柔道又は剣道及び逮捕術	警部補の階級にある警察官で、柔道又は剣道 4 段以上及び逮捕術上級の資格を有し、かつ、指導能力が優れているもの	巡査部長の階級にある警察官で、柔道又は剣道 4 段以上及び逮捕術上級の資格を有し、かつ、指導能力が優れているもの	柔道又は剣道 2 段以上及び逮捕術中級以上の資格を有し、かつ、指導能力がある警察官

(2) 指導員及び指導補助員

種目	指導員	指導補助員
けん銃操法	警部補以上の階級にある警察官でけん銃操法中級以上の資格を有し、かつ、指導能力が優れているもの	巡査部長の階級にある警察官でけん銃操法中級以上の資格を有し、かつ、指導能力があるもの
救急法	巡査部長以上の階級にある警察官で、救急法上級又は日本赤十字社の水上安全法救助員の資格を有し、かつ、指導能力が優れているもの	救急法初級以上又は日本赤十字社の水上安全法救助員の資格を有し、かつ、指導能力がある警察官
体育	警部補以上の階級にある警察官又はこれに相当する技術職員で、体育に関する知識を有し、かつ、体育術技の指導能力が優れているもの	体育に関する知識を有し、かつ、体育術技の指導能力がある警察官

(術科指導者の配置基準)

第 3 条 術科指導者の配置基準は、次のとおりとする。

(1) 教師、助教及び助手

柔道及び剣道の種目ごとに教師又は助教1人、助手1人以上を置く。

(2) 指導員及び指導補助員

けん銃操法、救急法及び体育の種目ごとに指導員1人、指導補助員1人以上を置く。

(術科指導者の推薦)

第4条 術科指導者の推薦は、術科指導者の資格を有する者のうちから、教師又は助教にあつては教養課長が教養実施責任者と協議して、教師又は助教以外の術科指導者にあつては教養実施責任者が適格者を選考して、術科指導者推薦書(第1号様式)により警察本部長(以下「本部長」という。)に推薦するものとする。

(術科指導者の指名)

第5条 前条の推薦に基づく術科指導者の指名は、術科指導者指名通知書(第2号様式)により行う。

(術科指導者の指名解除)

第6条 術科指導者に指名された者が術科指導者としての適格性を欠くに至つたときは、教師又は助教にあつては教養課長が教養実施責任者と協議して、教師又は助教以外の術科指導者にあつては教養実施責任者が、術科指導者指名解除申請書(第3号様式)により本部長に指名解除を申請するものとする。

2 前項の申請に基づく術科指導者の指名解除は、術科指導者指名解除通知書(第4号様式)により行う。

3 術科指導者に指名された者が他の所属に異動したときは、術科指導者の指名を解除したものとする。この場合において、教養課長及び教養実施責任者は、速やかに後任の術科指導者を推薦するものとする。

(運用上の留意事項)

第7条 教養実施責任者は、術科指導者の運用に当たつては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 警察署の教師又は助教は、警務係又は地域企画係に配置するよう考慮すること。

(2) 警察署の助手及び指導補助員は、配置を勘案し地域警察その他の警ら警察活動に従事する警察官のうちから推薦すること。この場合において、助手については、種目ごとに地域各課(係)から各1人以上を推薦すること。

(3) 体育の指導員及び指導補助員は、陸上競技、球技等の経験者を推薦すること。

(4) 術科指導者に、術技及び指導能力が向上するように研さんさせること。

(5) 訓練に当たつては、訓練員の段、級位に応じて計画的かつ継続的に指導し、効果が上がるように努めること。

(6) 教養規程第27条に規定する師範等の巡回指導に際しては、助教及び助手を積極的に補助させること。

(術科指導者研究会等)

第8条 教養責任者は、術科指導者の術技及び指導能力を向上させるため、随時、術科指導者研究会等を行うものとする。

(経過措置)

第9条 この要領の施行の際、従前の定めにより術科指導者に指名されている者は、この要領により術科指導者に指名された者とみなす。